



令和7年分の 年末調整について

今年も残すところあと2か月、毎年恒例の年末調整の時期となりました。昨年は「定額減税」制度の実施により、毎月の給与計算事務等大変苦勞されたことと思います。

今年も令和7年度税制改正により所得税の基礎控除や給与所得控除に関する見直し、特定親族特別控除の創設が行われました。これらの改正は令和7年分以後の所得税について適用されるため、これから年末にかけて行うことになる令和7年分の年末調整事務に影響します。

それでは、今回の改正の概要について確認したいと思います。

1 基礎控除の見直しについて

改正前は、合計所得金額が2,400万円以下の場合には48万円でしたが、今回の改正により居住者の令和7年分の基礎控除額については、図表の通り合計所得金額に応じて5段階に区分され、それぞれ95万円、88万円、68万円、58万円となり、合計所得金額が2,350万円以下の方は最低でも48万円から58万円となり10万円引き上げられることとなります。

95万円の対象となる合計所得金額132万円以下についてですが、収入が給与だけの場合の収入金額は約200万円以下となります。給与以外の収入がある方は収入金額の目安が変わってくるのでご注意ください。

今回の改正で、合計所得金額が2,350万円超の場合の基礎控除額に変更はありません。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	改正後		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (約200万円以下)	95万円		
132万円超 336万円以下 (約475万円以下)	88万円		
336万円超 489万円以下 (約665万円以下)	68万円		48万円
489万円超 (約665万円超)		58万円	
655万円超 (850万円超)			

以降は会員専用ページにて公開しております。

ご覧頂くには、入会手続き後、会員専用ページより
アクセスをお願いします。

[ご入会はこちらから](#)

(入力は数分で終わります)

図表「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」(国税庁提供資料) 令和7年4月

[会員の方はこちらから](#)